

第 49 回 衆議院小選挙区選出議員選挙

公費負担のしおり（自動車等）

（ 目 次 ）

1	公費負担の対象	1
2	各項目の限度額等	3
3	手続と時期	7
4	届出書類等への押印義務の見直しについて	9
5	契約書の見本	10

（ 凡 例 ）

法	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
令	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

○ お問い合わせ先

神奈川県選挙管理委員会（神奈川県政策局自治振興部市町村課内）
電 話 0 4 5 (2 1 0) 1 1 1 1 (代) 内線 3 1 7 0

1 公費負担の対象

○ 公費負担の制度

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者（供託物を没収されない候補者に限る。）は、次の経費について、**一定の条件の範囲内で**、公費負担の制度が適用されます。

○ 対象となる経費の種類

- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - ① 一般運送契約（ハイヤー方式）、又は
 - ② 個別契約（自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用）
- (2) 選挙運動用通常葉書の作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成
- (4) 選挙運動用ポスター（個人演説会告知用ポスターを含む。）の作成
- (5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成
- (6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成
- (7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成

○ 支払い方法

これらの経費は選挙後に、業者等からの請求に基づき、県から直接業者等へ支払われます。

○ 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者（衆議院小選挙区選出議員選挙においては、得票数が**当該選挙区の有効投票総数の10分の1**に達する場合）でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担を受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

○ 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うこととなりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となりますのでご注意ください。

（3 ページ「各項目の限度額等」参照）

○ 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

(10 ページ「契約書の見本」参照)

※ (1)選挙運動用自動車の使用の②個別契約(自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用)の場合は、業としていない相手方でも対象となります。

ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としているときを除き、対象とはなりません。

○ 契約の届出

契約をした際は、直ちに(立候補の届出前に契約した場合は立候補の届出後直ちに)その旨を神奈川県選挙管理委員会(以下「県選管」といいます。)に届け出なければなりません。

(7 ページ「手続と時期」参照)

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を県選管に届け出る必要があります。

(届出の書類には変更契約書の写しを添付してください。)

○ 作成数等の確認

また、公費負担の対象となるためには、事前に県選管に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

※ (1)選挙運動用自動車の使用のうち①一般運送契約(ハイヤー方式)、又は②個別契約における自動車の借入れ及び運転手の雇用の場合は必要ありません。

(7 ページ「手続きと時期」参照)

○ 使用(作成)証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、**使用又は作成の実績に基づいて、公費負担の項目ごとに定められた使用(作成)証明書を作成し、業者等に提出してください。**

※ 使用(作成)証明書は実績に基づき作成するため、「自動車の借入れ」、「燃料供給」及び「運転手の雇用」の場合は、証明日は通常、選挙期日後となります。

2 各項目の限度額等

各項目の限度額等は次のとおりです。
(限度額はいずれも消費税を含んだ額です。)

(1) 選挙運動用自動車の使用 (法 141 条、令 109 条の 4)

選挙運動用自動車の使用は、

- ①一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、
- ②個別契約(自動車の借入れ契約・燃料供給契約・運転手の雇用契約)によるか、
のいずれかの方式になります。

※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約です。(自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式)

○ 公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内となりますので、最大で 12 日間です。

① 一般運送契約の場合

[1日当たりの契約金額、又は 64,500 円のうち少ない金額] × 使用された日数

(参考) 最大の場合で、64,500 円×12 日=774,000 円が限度額となります。

② 個別契約の場合

ア 自動車の借入れ契約

[1日当たりの契約金額、又は 15,800 円のうち少ない金額] × 使用された日数

※ 公費負担の対象となるのは、1 日につき自動車 1 台です。

(参考) 最大の場合で、15,800 円×12 日=189,600 円が限度額となります。

イ 燃料の供給契約

燃料代、又は 7,560 円×立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数(12 日)を乗じた額のうち少ない金額

(参考) 最大の場合で、7,560 円×12 日=90,720 円が限度額となります。

※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、上記アに記載された候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。

※ 平成 20 年 10 月、選挙公営に係る公費の誤請求を防止する観点から、公職選挙法施行規則が見直され、候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、実績に基づき使用したことを証明していただくとともに、給油伝票の写しを添付することが義務付けられましたので、ご注意ください。

ウ 運転手の雇用契約

[1日当たりの契約金額、又は12,500円のうち少ない金額]×運転従事日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

(参考) 最大の場合で、12,500円×12日=150,000円が限度額となります。

(2) 選挙運動用通常葉書の作成 (法142条、令109条の7)

○ 単価の限度 7円71銭

○ 公費負担対象枚数の限度 35,000枚 (法定の作成限度)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は7円71銭のうち少ない金額]
× [作成枚数、又は35,000枚のうち少ない枚数]

(参考) 最大の場合 (35,000枚作成した場合) で、
7.71円×35,000枚=269,850円が限度額となります。

(3) 選挙運動用ビラの作成 (法142条、令109条の8)

○ 単価の限度

- ・ 作成枚数が50,000枚以下の場合、7円51銭
- ・ 作成枚数が50,000枚を超える場合は、

$$\frac{375,500 \text{円} + 5 \text{円} 02 \text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{枚})}{\text{作成枚数}}$$

(1銭未満の端数は1銭とする。)

○ 公費負担対象枚数の限度 70,000枚 (2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は上記の単価の限度のうち少ない金額]
× [作成枚数、又は70,000枚のうち少ない枚数]

※ 2種類で作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) 最大の場合 (70,000枚作成した場合) で、
$$\frac{375,500 \text{円} + 5 \text{円} 02 \text{銭} \times (70,000 \text{枚} - 50,000 \text{枚})}{70,000 \text{枚}} = 6.80 \text{円} (6.798 \dots \text{円})$$

が単価の限度となり、6.80円×70,000枚=476,000円が限度額となります。

(4) 選挙運動用ポスター(個人演説会告知用ポスターを含む)の作成

(法 143 条、令 110 条の 4)

○ 単価の限度

- ・ 当該選挙区のポスター掲示場数が、500 以下の場合

$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1円未満の端数は1円とする。)

- ・ 当該選挙区のポスター掲示場数が、500 を超える場合

$$\frac{573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} 50 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1円未満の端数は1円とする。)

○ 公費負担対象枚数の限度

ポスター掲示場数の2倍の数

(1回の貼り替え分を考慮して、ポスター掲示場数の2倍まで対象となっています。)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は上記の単価の限度のうち少ない金額]

× [作成枚数、又は上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

(参考) ポスター掲示場数が 516 とすると、最大の場合

$$\frac{573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} 50 \text{ 銭} \times (516 - 500)}{516} = 1,112 \text{ 円} (1111.3 \dots \text{円})$$

が単価の限度となり、 $1,112 \text{ 円} \times 1,032 \text{ 枚} = 1,147,584 \text{ 円}$ が限度額となります。

(5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 (法 143 条、令 110 条の 2)

- 単価の限度 **54,914 円**
- 公費負担対象枚数の限度 **3 枚** (法定の事務所設置可能数 1 × 3 枚)
- 公費による負担額
[1 枚当たりの作成単価、又は 54,914 円のうち少ない額]
× [作成枚数、又は 3 枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、54,914 円 × 3 枚 = 164,742 円が限度額となります。

(6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成

(法 143 条、令 110 条の 3)

- 単価の限度 **51,992 円**
- 公費負担対象枚数の限度 **4 枚**
- 公費による負担額
[1 枚当たりの作成単価、又は 51,992 円のうち少ない額]
× [作成枚数、又は 4 枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、51,992 円 × 4 枚 = 207,968 円が限度額となります。

(7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成 (法 164 条の 2、令 125 条の 3)

- 単価の限度 **39,725 円**
- 公費負担対象枚数の限度 **5 枚**
- 公費による負担額
[1 枚当たりの作成単価、又は 39,725 円のうち少ない額]
× [作成枚数、又は 5 枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、39,725 円 × 5 枚 = 198,625 円が限度額となります。

3 手続と時期（各項目共通）

（1）公示日前にできること

① 有償契約の締結（及び履行）（候補者と業者等）

（2）公示日から選挙期日（遅くとも）まで

② 契約の届出（候補者→県選管）

- ・ 提出書類 各項目の「契約届出書」
- ・ 添付書類 各項目の「契約書の写し」

③ 「（作成数等）確認申請書」の提出（候補者→県選管）

公費負担の対象となるためには、事前に県選管に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

※ 「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」又は「運転手の雇用」の場合は必要ありません。

- ・ 提出書類 各項目の「確認申請書」

④ 「（作成数等）確認書」の交付（県選管→候補者）

※ ③の確認申請書が提出された場合、速やかに交付いたします。

⑤ 「（作成数等）確認書」を業者に提出（候補者→業者等）

※ ④の県選管から交付された確認書を業者に提出

⑥ 「作成（使用）証明書」を業者に提出（候補者→業者等）

※ 履行後に実績を確認のうえ証明

（3）選挙期日後

⑦ 「請求書」の提出（業者等→県知事）

- ・ 提出書類 各項目の「請求書」
- ・ 添付書類 各項目の「請求内訳書」
各項目の「作成（使用）証明書」
各項目の「（作成数等）確認書」（「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」又は「運転手の雇用」の場合は不要）

※ 選挙終了後、1か月以内に提出するようにお願いします。

※ 請求書提出先は、次ページのとおりです。

⑧ 支払い（県知事→業者等）

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。

順番に手続をいたしますので、多少お時間がかかりますが、ご了承ください。

4 届出書類等への押印義務の見直しについて

これまで、選挙に関する届出書類等については、その真正性を確認するために一律に書面への押印が求められておりましたが、公職選挙法施行規則の一部改正により、その義務付けが廃止され、各種様式から押印欄が削除されました。

このため、従来、押印が必要であった届出書類等を押印なしで提出することが可能となりました。

ただし、次の届出書類等については、押印なしとする場合、本ページ(1)の①または②の対応が必要となります。

届出書類等の名称【略称】	届出(作成)名義人	提出先
契約届出書	候補者	県選管
(作成数等)確認申請書	候補者	県選管
請求書	業者等	県知事

(1) 押印なしで提出するために必要な対応等

上記の届出書類等を押印なしで提出するためには、以下の①または②の対応が必要となります。

①本人確認書類の提示

届出書類等の提出時に、届出(作成)名義人本人の本人確認書類を提示ください。

【代理人が提出する場合】

届出(作成)名義人本人と代理人との間の委任関係を確認するため、委任状を提出いただくとともに、当該代理人の本人確認書類の提示が必要となります(届出(作成)名義人本人の本人確認書類は不要です)。

②署名

届出書類等に記載する氏名を、届出(作成)名義人本人が自署ください。

なお、以下③のとおり、従来どおり押印により提出することもできます。この場合、①または②の対応は不要です。

③押印

届出書類等に届出(作成)名義人本人の印鑑を押印ください(法人の場合は代表者印)。押印場所は、氏名の右や下など一般的な場所としてください。

(2) 上記②または③により代理人が提出する場合の留意事項

委任状の提出は不要です。ただし、書面を代理人の押印または署名で訂正する際は、委任状の提出が必要です。

(3) 本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署が発行した証明書等が挙げられます。

(4) その他留意事項

届出書類等の真正性を確認するため、事務所等に電話させていただく場合がございます。

5 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。

- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。

- 候補者名は、通称でも結構です。

選挙運動用自動車の一般運送契約書（ハイヤー方式）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者（以下「甲」と
いう。）と（以下「乙」という。）

は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約
- 2 台 数 1 台
- 3 自動車の車種及び登録番号又は車両番号
- 4 契約期間 令和 3 年 月 日から令和 3 年 月 日まで（ 日間）
- 5 契約金額(税込) 円（1日あたり単価(税込) 円× 日間）
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

(以下「甲」と

いう。)

(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借
- 2 台 数 1 台
- 3 車種及び登録番号又は車両番号
- 4 契約期間 令和 3 年 月 日から令和 3 年 月 日まで (日間)
- 5 契約金額(税込) 円 (1日あたり単価(税込) 円× 日間)
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給
- 2 契約期間 令和 3 年 月 日から令和 3 年 月 日まで (日間)
- 3 供給場所 所在地
名 称
- 4 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号
- 5 契約金額(税込) 円 (10あたり単価 (税込))

契約期間中の総使用金額(見込) 円

(円 (10あたり単価(税込) × 0(期間中の予定数量))

- 6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、神奈川県知事に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」と
いう。)と (以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の運転業務
- 2 契約期間 令和 3 年 月 日から令和 3 年 月 日まで (日間)
- 3 契約金額(税込) 円 (1日あたり 円× 日間)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名

選挙運動用通常葉書作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」と
いう。)と (以下「乙」という。)

は、選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 142 条に定める選挙運動用通常葉書の作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)
- 4 納入期限 令和 3 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 7 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ビラ作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

(以下「甲」と

いう。)

(以下「乙」という。)

は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 142 条に定める選挙運動用ビラの作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)
- 4 納入期限 令和 3 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 8 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」と
いう。)と (以下「乙」という。)

は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 143 条に定める選挙運動用ポスターの作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)
- 4 納入期限 令和 3 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙事務所の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

(以下「甲」と

いう。)

(以下「乙」という。)

は、選挙事務所の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 143 条に定める選挙事務所の立札・看板の作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円× 枚)
- 4 納入期限 令和 3 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 2 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車等の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」と
いう。)と (以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車等の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 143 条に定める選挙運動用自動車等の立札・看板の作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円× 枚)
- 4 納入期限 令和 3 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 3 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

個人演説会場の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」と
いう。)と (以下「乙」という。)

は、個人演説会場の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 164 条の 2 に定める個人演説会場の立札・看板の作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円 (1枚あたり単価(税込) 円× 枚)
- 4 納入期限 令和 3 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 125 条の 3 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者